

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和6年12月10日
担 当 課	区画整理課

契約業者名・住所	東急建設株式会社 千葉支店 千葉市中央区新町18番地10
工事等の名称	馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事に伴う附帯工事（その4）
工事等の場所	松戸市新松戸東地先他
種 別	土木一式
工事等期間	令和6年12月11日から令和7年3月31日まで
契約金額	22,286,000円
工事等の概要	附帯工事 一式
随意契約の理由	本工事は、松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根木内線の整備に伴い、現地状況等により必要となった舗装や排水施設等の整備を実施するものです。 これらは、先に契約した「馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事」の施工箇所内での工事で、工程のうえでも密接な関係にあることから、同一業者による円滑な施工により、工事期間の短縮及び経費の削減を図ることができます。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を採用するものです。